

解説 増税？減税？平成30年から配偶者控除が見直されます

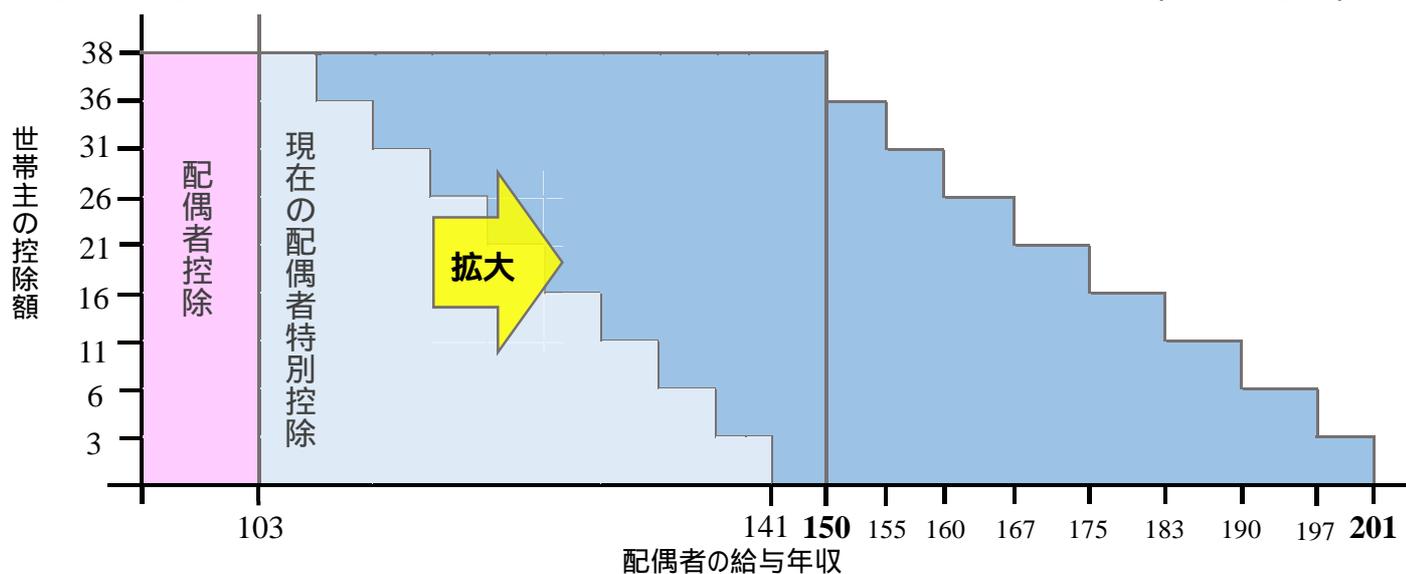
配偶者控除の見直しにより世帯主の所得制限が設けられ、高所得者に対しては増税となる可能性があります。世帯主の夫とその配偶者であるパートタイムの妻のケースで解説します。

I. 平成29年度税制改正により配偶者控除・配偶者特別控除が見直されます。

- ◆ ポイントは『納税者本人の年収制限』と『配偶者特別控除の拡大』です。
 - 妻の年間収入 **150万円**まで、夫は配偶者特別控除 38万円を受けることができます。150万円を超えたとしても、**201万円**まで配偶者特別控除が適用されます。
 - 夫の年間収入が **1,120万円**を超えると控除額が徐々に縮小し、**1,220万円**を超えると配偶者控除（配偶者特別控除）が受けられなくなります。
- ◆ 今回の改正は平成30年分から実施されるため、平成30年末に行う年末調整から影響することとなります。

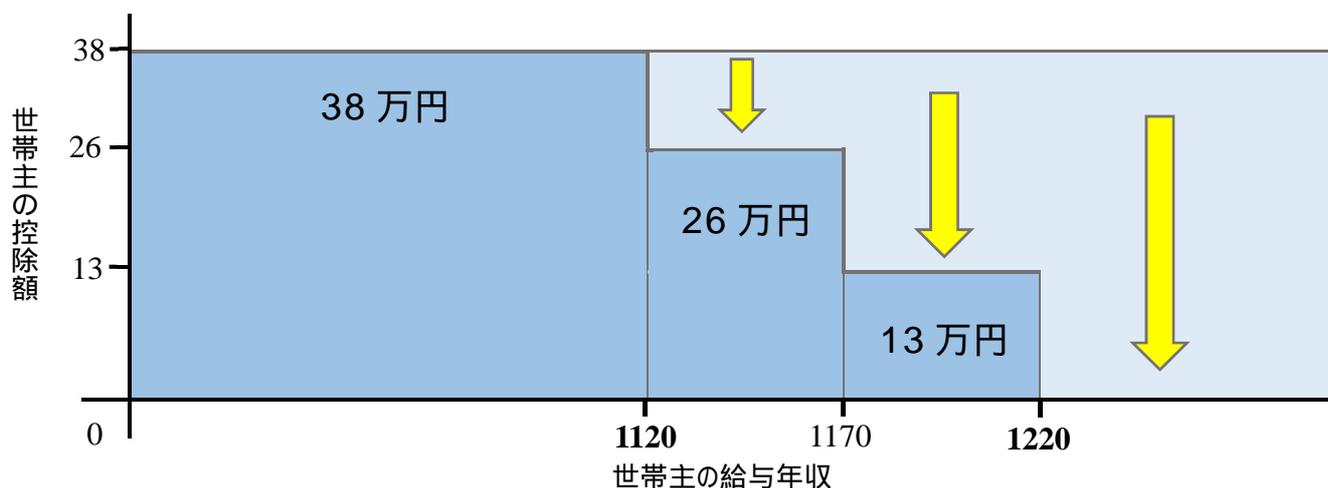
< 配偶者の年収要件 >

(単位：万円)



< 世帯主の年収制限 >

(単位：万円)



II. 増税となるパターンは？

例：夫の年間収入：1,500 万円

妻の年間収入：0 円～103 万円

→ 配偶者控除を受けることが出来なくなり、増税

現在、妻の年間収入が 103 万円以下の場合、配偶者控除 38 万円を受けることが出来ますが、改正により夫の収入要件が設けられました。そのため夫の年間収入が 1,220 万円を超える場合は、配偶者控除を受けることが出来ず増税となります。

III. 減税となるパターンは？

例：夫の年間収入：500 万円

妻の年間収入：141 万円～150 万円

→ 改正後の配偶者特別控除を受けることが出来るため減税

現在、妻の年間収入が 141 万以上の場合、配偶者特別控除を受けることが出来ません。改正により、夫の年間収入が 1,120 万円以下で妻の年間収入が 150 万円以下の場合は、配偶者特別控除 38 万円を受けることが出来るため減税となります。

条件等により異なる場合があるため、詳細は監査担当者までお問い合わせ下さい。

< 改正後の配偶者控除・配偶者特別控除 >

(単位：万円)

		配偶者の給与収入（合計所得金額）										
		～103 (～38)	～150 (～38)	～155 (～90)	～160 (～95)	～167 (～100)	～175 (～105)	～183 (～110)	～190 (～115)	～197 (～120)	～201 (～123)	201～ (123～)
		配偶者控除	配偶者特別控除									
納税者本人 の給与収入 (合計所得 金額)	～1,120 (～900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
	～1,170 (～950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
	～1,220 (～1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
	1,220～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

IV. 注意するポイント

◆ 社会保険上の扶養

→ 妻の年間収入が 130 万円以上となる場合、社会保険の扶養から外れることとなり、自身で社会保険料等を負担する必要が生じます。また妻の勤務先の企業の規模等によっては、収入要件が 106 万円となります。

◆ 妻の所得税

→ 妻の年間収入が 103 万円を超えると、所得税が課税されます。

◆ 夫の家族手当

→ 妻の年間収入によっては、夫の会社から支給されていた家族手当が不支給となる可能性があります。

このニュースレターの内容については、正確性に万全を期しておりますがその内容を保証するものではなく、これらの情報によって生じたいかなる損害についても当法人は一切の責任を負いかねますのでご了承願います。また、わかりやすさを優先し説明を簡略化すること、例外規定の存在、時間経過および法改正等により、当該内容が必ずしもすべての事案に適用されるものではないことを、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。